

9.11 豪雨 被災者支援情報

市が行う支援

災害援護資金貸付

- ☎ 社会福祉課地域福祉係 ☎ 23-6012
- ☎ 各総合支所市民福祉課地域福祉担当
- 松山 ☎ 55-5020 三本木 ☎ 52-2114
- 鹿島台 ☎ 56-9029 岩出山 ☎ 72-1214
- 鳴子 ☎ 82-3131 田尻 ☎ 38-1155

豪雨災害により、負傷または住居、家財の損害を受けた世帯の、生活の建て直しに要する資金を貸し付けています。

- ☐ 申込期限：12月31日(木) (当日消印有効)
- ☐ 対象：住居の半壊・大規模半壊
- ☐ 貸付限度額：170万円
※特別な事情として、被災住居を立て直す際、残存部分をすべて取り壊さなければならない場合は、250万円
- ☐ 貸付利率：年3%
- ☐ 据置期間：3年
※特別な事情として、市民税非課税世帯などの場合は5年
- ☐ 償還期間：10年以内(据置期間を含む)
- ☐ 連帯保証人：必要
- ☐ 貸付決定までに必要な書類：
 - ① 災害援護資金借入申込書(所定のもの)
 - ② 調査同意書(所定のもの)
 ※連帯保証人が市外の場合は、連帯保証人の所得証明書などが必要になります。
 - ③ 罹災証明書(住居に半壊以上の被害がある場合)
 ※被災の状況により、契約書や見積書などの書類の提出をお願いする場合があります。

被災農業者向け支援

農業機械や施設などの復旧支援

- ☎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

▶ 被災農業者向け経営体育成支援事業

農作物の生産に必要な機械の再取得や修繕、施設などの再建や修繕に要する費用を支援する予定です。

- ☐ 対象：豪雨被害により農業用機械や農産物の生産に必要な施設が被災し、次の要件を満たしていること
 - ① 市長から被災証明を受けること(被害状況写真、復旧日時記録、見積書・領収書などの書類が必要)
 - ② 今後も営農を継続すること
 - ③ 金融機関などからの融資などを受けること
- ☐ 内容：農業用機械の再取得や修繕、農産物の生産に必要な施設などの再建・修繕にかかる費用への助成
- ☐ 助成：事業費の30%以内

- ☐ 申込：12月7日(月)まで、農林振興課(市役所東庁舎2階)または各総合支所地域振興課へ申し込み

被災農業者向け資金

- ☎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

▶ 宮城県農業災害対策資金

この度の豪雨が災害として指定され利用可能になる予定です。12月1日から最寄りの農協で相談を受け付けますので、まずは、最寄りの農協に相談してください。

- ☐ 融資機関：JA 古川・JA いわでやま・JA みどりの
- ☐ 貸付対象：減収量 20%以上になった個人・団体など
- ☐ 資金使途：農業経営の再建に必要な資金
- ☐ 貸付限度額：次のいずれか低い額
 - ① 個人 150万円(特認 300万円)、団体 500万円
 - ② 被害額から他の資金借入額と共済金額を引いた金額
- ☐ 償還期限：5年(特認7年)以内(うち据置1年)
- ☐ 貸付利率：最寄り農協に問い合わせ

▽ 次の3つの資金については、被害内容の証明を大崎市から受けた場合、貸付当初の5年間は貸付利率が無利子になります。

▶ 農業近代化資金

- ☐ 貸付対象者：認定農業者、集落営農組織
- ☐ 貸付限度額：個人 1,800万円(特認2億円)、法人・団体 2億円
- ☐ 貸付利率(10月20日現在)：0.70%
※認定農業者は特利あり
- ☐ 償還期限：15年以内(うち据置7年)
※資金使途により異なります。

▶ 農林漁業施設資金

- ☐ 貸付対象者：農業を営む者
- ☐ 貸付限度額(①か②のいずれか低い額)：
 - ① 借受者の負担額の80%
 - ② 1施設当たり 300万円(特認600万円)
- ☐ 貸付利率(10月20日現在)：0.25~0.70%
- ☐ 償還期限：15年以内(うち据置3年)

▶ 農林漁業セーフティネット資金

- ☐ 貸付対象者：認定農業者、認定新規就農者、主業農業者など
- ☐ 貸付限度額：一般 600万円(特認 年間経営費の25% など)
- ☐ 貸付利率(10月20日現在)：0.25%~0.35%
- ☐ 償還期限：10年以内(うち据置3年)

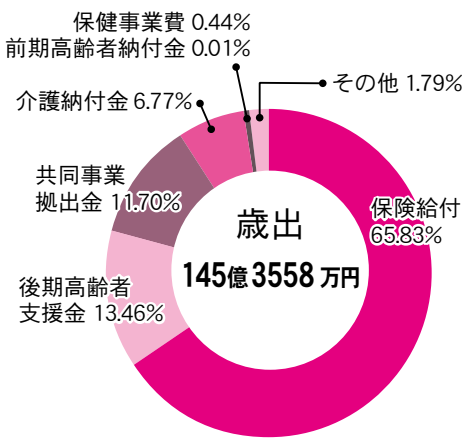
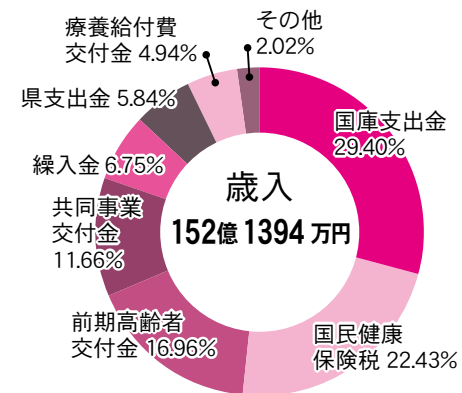
既存借入金の返済について

被災により今年度の償還に支障を来す場合は、資金によって償還猶予などの制度があるものもあります。

④ 保険給付課国民健康保険担当

☎ 23-6051

市の国民健康保険財政の収入のうち、国民健康保険税が全体の約22%を占めています。国民健康保険税は、その年の「医療費見込」から、国・県からの補助金、市の一般会計からの繰入金などを差し引いた残りの額を被保険者が負担しています。大部分が医療費の支払いに充てられ、国民健康保険財政を支える大切な財源となっています。歳出では、保険給付費(被保険者の本人負担額以外の医療費など)と後期高齢者支援金(後期高齢者医療に対する大崎市国民健康保険の負担金)を合わせると、全体の約79%を占めています。日ごろから食生活などの生活習慣病に気を付け、定期的に健康診断を受けるなど、早期発見、早期改善で自分の健康を守るとともに医療費の増加を防ぎましょう。



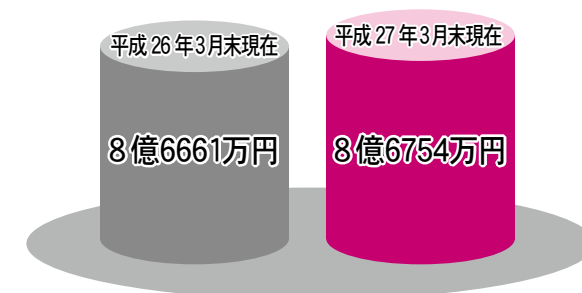
国庫支出金	44億7286万円
国民健康保険税	34億1322万円
前期高齢者交付金	25億8055万円
共同事業交付金	17億7392万円
繰入金	10億2625万円
療養給付費交付金	7億5119万円
県支出金	8億8880万円
その他	3億715万円
合計	152億1394万円

保険給付費	95億6881万円
後期高齢者支援金	19億5594万円
共同事業拠出金	17億69万円
介護納付金	9億8419万円
保健事業費	6449万円
前期高齢者納付金	151万円
その他	2億5995万円
合計	145億3558万円

財政調整基金残高の推移

財政調整基金は、財源が不足したときでも国民健康保険事業を安定して運営できるように積み立てている基金です。

平成27年3月末の財政調整基金の残高は、前年同月比93万円増の8億6754万円となりました。



早期発見・早期改善で医療費の増加を防ぎましょう
平成26年度国民健康保険事業の決算状況